

## 地球市民交流センターパートナー登録運用要項

### 第1条 目的

この要綱は、「地球市民交流センターパートナー」の登録を推進し、地球市民交流センター（以下「センター」という）の設置目的に基づき、多様な者（NPO法人、市民活動団体、企業、大学等）による一般公園利用者向けのイベント、プログラム、展示会等の開催を促すために、必要な事項を定める。

### 第2条 登録の対象

前条の規定による登録（以下「登録」という）の対象となる者は、次の各号に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 「交流」と「環境」に関する活動を行っている個人及び団体
  - (2) センターを積極的・自主的に利用し、一般公園利用者向けのイベント、プログラム、展示会等を開催すること
2. 前項の規定にかかわらず、次に各号のいずれかに該当する場合は対象としない。
- (1) 宗教または政治活動を目的とした個人及び団体
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団または暴力団と密接な関係のある個人及び団体
  - (3) その他指定管理者が不適当と認めた個人及び団体

### 第3条 登録手続き等

登録を受けようとする場合は、登録申請書に所定の事項を記載し、記念公園管理事務所に提出する。

### 第4条 登録の決定

指定管理者は、前条の申請書が提出されたときは、第2条各号の要件に適合するか審査し、適当と認めたときは、「地球市民交流センターパートナー」に登録するとともに、申請者に登録を通知するものとする。

2. 指定管理者は、登録することが不適当と認めたときは直ちにその旨を通知するものとする。

### 第5条 登録の変更及び解除

前条第1項により登録されたパートナー（以下「パートナー」という）は、登録内容に変更があった場合、及び第2条第1項に規定する要件を喪失したとき又は解除を希望するときは速やかに届け出るものとする。

### 第6条 登録の抹消

指定管理者は、パートナーが次の各号に該当すると認めるときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条第1項の要件を喪失したにも拘らず、前条の届出がないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき。

(3) センターの利用規則及び本要綱の遵守を怠ったとき、その他指定管理者が登録の抹消を認めたとき。

2. 前項の規定により登録を抹消したときは、登録取消通知書により通知するものとする。

#### 第7条 パートナーの施設利用

パートナーがセンターの施設を利用して公園の一般利用者向けのプログラム（講座等）を開催するときは、一般利用の申請期間より優先して利用月の6ヶ月前（公園マネジメント会議の会員が実施する場合は12ヶ月前）の1日（施設休業日の場合は翌日）から施設の利用を受け付けることができる。

ただし、パートナーが関係者のみを対象とするプログラムを行う場合は一般利用とみなす。

2. パートナーがセンターの施設を利用して一般利用者向けプログラムを行うときは、センターの運営協力事業と位置づけ、施設利用料金を適用しない。

#### 第8条 公園主催行催事等への協力

指定管理者は、パートナーに公園が主催する行催事等への協力を要請することができる。

#### 第9条 パートナーへの支援

指定管理者は、パートナーの施設利用に際して、NPO 控室の利用、公園広報による情報発信、コピーサービス（有料）等の支援を行う。